

(証券コード 5237)
平成24年6月11日

株 主 各 位

神戸市中央区浪花町15番地

株式
会社 **ノザワ**

代表取締役社長 野澤俊也

第152回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第152回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第152期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第152期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nozawa-kobe.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成23年4月1日から)
(平成24年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災により甚大な影響を受けたものの、サプライチェーンの復旧やインフラ整備などにより徐々に復旧・復興に向けた動きが見られました。しかしながら、欧州の財政問題による景気減速、急激な円高進行、原油価格の高騰、さらには原発事故に端を発した電力供給問題が重荷となり景気の先行きは不透明な状況で推移致しました。建築材料業界におきましても、一部に需要回復の兆しが見られたものの、建設投資及び住宅着工戸数は低水準が続 き、企業間競争も激化、依然として厳しい経営環境となりました。

このような状況のなか、当社グループでは、環境型商品の開発をすすめ商品群の充実を図りました。その結果、押出成形セメント板で初めて2011年度グッドデザイン賞を受賞した「アスロックグリーンウォール ビルトインタイプ」は環境に優しい商品として注目を集め、現在第1号物件を施工中です。また、「アスロック ソーラーウォール」（特許出願済）は押出成形セメント板「アスロック」とフィルム型アモルファス太陽電池を組み込んだ外壁システムで、1号物件はすでに施工完了、高い評価を受け現在2物件を受注しております。さらに日射を反射する高機能ナリブを持つ「レフスカイ」を、赤外線反射率の優れた遮熱機能塗装仕上げの「カラードクール」を発売致しました。以上のように、緑化、電力、遮熱といった現在最も注目されている環境課題に挑戦し、新たな商品群を生み出しました。

また、昨年アスロック発売40周年記念事業として「アスロックデザインキャンペーン」を実施し、斬新且つダイナミックなデザインが評価された最優秀作品「ランダムライン900」（意匠登録出願済）を商品化し、発売致しました。工法面においても、より高性能な止水性能とコスト低減を両立した「ニューセフティ工法」をラインナップすることにより低層建築から高層建築まで、より安心でコストパフォーマンスの高い外壁目地機能を実現致しました。

高層向けに開発した「アルカス」は高い評価をいただき4物件を受注し、新たな市場を開拓しております。また、床衝撃音を大幅に軽減できる「住宅用高音音床材」は、賃貸住宅等に採用され、前期に比べ約7倍を超える販売数量となりました。

内装用ボードについては、化粧板基材にすぐれた低発熱性ボードを開発し、顧客ニーズを捉え販売数量増に寄与しました。

マインケミカル事業部では、農林水産省から有機適合資材の認可を受けた有機栽培用ミネラル肥料「マインマグN（ナチュラ）」を開発・発売し、病害の軽減、生育や食味の向上などに高い評価をいただき、肥料の総出荷量は466 t（前期比3倍強）となりました。

海外事業につきましては、中国建築市場での事業展開を本格化させるため、中国遼寧省瀋陽市に押出成形セメント板の製造を目的とした「野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司」を2011年5月に積水ハウス(株)と合弁で設立致しました。また、2005年より中国上海に「アスロック」の市場開拓のために駐在員事務所を開設しておりますが、2011年4月に現地法人「野澤貿易(上海)有限公司」を設立、営業員を増員し中国建築市場でのさらなる普及と拡大に努めております。

生産部門では、電力規制のなか、埼玉工場では休止中の自家発電装置を再稼働しました。また、NNPS(ノザワ・ニュー・プロダクション・システム)による生産の効率化を図り、変化に対応出来る運転体制を構築しコストダウンに努めました。管理部門におきましては、IT活用により関係会社を含む経理業務等の効率化を実施し、コスト削減に取り組みました。

これらの結果、品種別の売上高については、押出成形セメント製品では、主力の押出成形セメント板「アスロック」は、98億9百万円(前年同期比12.0%増加)、住宅用軽量外壁材は16億40百万円(前年同期比8.8%増加)となり押出成形セメント製品合計では114億49百万円(前年同期比11.6%増加)、一方スレート関連は、内装用ボードが伸長し11億82百万円(前年同期比2.5%増加)に、耐火被覆工事は10億49百万円(前年同期比18.0%減少)、石綿除去工事は3億31百万円(前年同期比41.9%減少)となったこと等から、当連結会計年度の売上高は165億54百万円(前年同期比8.8%増加)となりました。

利益面については、増産効果に加え物流費を含む販売費及び一般管理費の削減を推進したこと等から、営業利益は5億94百万円(前年同期比3億79百万円増加)、経常利益は5億46百万円(前年同期比4億32百万円増加)となりました。当期純利益は、投資有価証券評価損54百万円の計上及び法人税率の変更に伴い法人税等調整額が57百万円増加したこと等から、2億10百万円(前年同期比2億2百万円増加)となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

(1) 押出成形セメント製品部門(アスロック、住宅用軽量外壁材)

アスロックは、環境型商品の開発をすすめ商品群の充実を図り、また、住宅用高遮音床材が伸長した結果、売上高は98億9百万円(前年同期比12.0%増加)となりました。住宅用外壁材についても売上高は16億40百万円(前年同期比8.8%増加)となりました。その結果、当部門の売上高は114億49百万円(前年同期比11.6%増加)となりました。

(2) スレート部門

住宅設備市場での拡販に注力した結果、当部門の売上高は11億82百万円(前年同期比2.5%増加)となりました。

(3) その他の部門

耐火被覆工事の低迷や石綿除去工事の市場規模縮小等の影響があった一方、その他の外壁材工事が増加したこと等から、当部門の売上高は39億23百万円(前年同期比3.3%増加)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司の工場新設等により、総額10億96百万円となりました。

3. 資金調達の状況

資金調達の安定化、資金効率・金融収支の改善を目的として、取引金融機関と総額20億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約及び総額83億円のシンジケートローン契約を締結致しております。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的な景気の減速懸念、急激な為替の変動、原油価格高騰や解決の糸口が見えない原発問題から電力規制・電力料のアップ等、先行き不透明感はさらに続くものと思われます。

このようななか、当社グループは、体質強化・収益拡大・飛躍成長戦略の確実な遂行とお客様満足度向上により、さらなる飛躍成長を推進してまいります。

販売部門においては、新たに「建築工事部」を設置し、「アスロック」をはじめとする各種工事の施工品質向上を推進し、「アルカス」「グリーンウォール」「ソーラーウォール」などメーカー直工事対応商品の施工体制の構築を図ります。ボードの拡販のため、対象市場と商品設計を明確にした商品開発を行い、用途開拓及び顧客開拓を行います。

生産部門においては、設備生産性の向上のため、全工場で設備保全システムを展開するとともに、予備品の共有化、工程を見直すことによりコスト削減を図ります。また、電力不足が懸念されるなか、電力供給に応じた生産体制を実施します。

開発部門においては、高いチャレンジ精神のもと、建材に求められる性能・品質・コストの開発目標を明確にし、次期主力商品になり得るテーマを設定し、早期に具現化してまいります。

管理部門においては、物流費用や一般管理販売費のさらなるコストダウンに取り組むとともに、財務体質を改善し経営基盤の強化を図ります。また、事業計画の実現に向け、さらなる企業活力の向上を目的として業績評価にチャレンジ項目を導入致しました。

海外事業につきましては、「野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司」の生産工場が2012年4月15日に竣工、操業を開始致しました。中国で一般建築向けの押出成形セメント板「アスロック」と、戸建住宅向けの押出成形セメント板「住宅用軽量外壁材」を製造、迅速に供給することが可能となりました。また、販売会社「野澤貿易（上海）有限公司」では、首都「北京」に新たな販売拠点を設け営業強化を図る予定です。今後、生販一体で押出成形セメント板を中国全土に普及させるべく事業展開をすすめてまいります。関係会社である(株)ノザワ商事では、現行事業に捉われることなく新たな事業を構築するため、事業開発部を創設致しました。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (当連結会計年度)
売 上 高	千円 17,756,053	千円 16,288,227	千円 15,216,057	千円 16,554,489
経 常 利 益	千円 200,224	千円 282,951	千円 114,265	千円 546,792
当 期 純 利 益	千円 51,262	千円 231,346	千円 7,827	千円 210,451
1株当たり当期純利益	2円20銭	9円91銭	0円34銭	9円02銭
総 資 産	千円 20,700,839	千円 21,191,374	千円 20,100,145	千円 21,314,797
純 資 産	千円 7,687,821	千円 8,019,811	千円 8,003,600	千円 8,976,625

- (注) 1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数より算出しております。なお、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ノ ザ ワ 商 事	神戸市中央区	百万円 50	% 100	建設資材販売及び一般建設業
株式会社ノザワトレーディング	神戸市中央区	10	100	損害保険代理業及び生命保険募集業
野澤貿易（上海）有限公司	中国上海市	28	100	建築資材の販売と輸出入
野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司	中国遼寧省瀋陽市	1,000	51	建築材料の生産と販売

- (注) 1. 出資比率は間接保有割合を含んでおります。
 2. 平成23年4月14日付で、野澤貿易(上海)有限公司を設立いたしました。
 3. 平成23年5月27日付で、野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司を設立いたしました。

7. 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループは、押出成形セメント製品（アスロック・住宅用軽量外壁材）、スレート、不燃混和材、耐火被覆材（コーベックス）等の製造・販売・施工及び石綿除去工事並びに建設資材販売、肥料の製造・販売、一般建設業、損害保険代理業、生命保険募集業を行っております。

8. 主要な事業所（平成24年3月31日現在）

(1) 当 社

株式会社ノザワ	本 社	支 店	神戸市中央区浪花町15番地 札幌（札幌市） 仙台（仙台市） 東京（東京都中央区） 名古屋（名古屋市） 関西（神戸市） 広島（広島市） 九州（福岡市）
	工 場		埼玉（埼玉県吉見町） 播州（兵庫県播磨町） 高砂（兵庫県高砂市） フラノ（北海道富良野市）
	技術研究所		埼玉県深谷市

(2) 子 会 社

株式会社ノザワ商事	本 社	支 店	神戸市中央区浪花町15番地 東京（東京都中央区） 名古屋（名古屋市） 関西（神戸市）
株式会社ノザワトレーディング	本 社		神戸市中央区浪花町15番地
野澤貿易(上海)有限公司	本 社		中国上海市
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司	本 社		中国遼寧省瀋陽市

9. 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	（前期末比増減）
322名	（1名増）

（注） なお、従業員の中には臨時従業員84名（前期66名）は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
296名	（2名減）	44.2歳	19.9年

（注） 年齢、勤続年数とも、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
なお、従業員の中には臨時従業員80名（前期60名）は含んでおりません。

10. 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,220,000千円
株 式 会 社 山 口 銀 行	711,500
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	675,000
株 式 会 社 み な と 銀 行	530,500

（注） 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

II. 会社の株式に関する事項 (平成24年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 60,000,000株
2. 発行済株式の総数 24,150,000株 (自己株式812,309株を含む)
3. 株主数 2,307名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社	1,749千株	7.49%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,744	7.47
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,153	4.94
神 栄 株 式 会 社	973	4.16
ケ ー オ ー デ ィ ー 株 式 会 社	836	3.58
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	724	3.10
ノ ザ ワ 従 業 員 持 株 会	696	2.98
C B C 株 式 会 社	603	2.58
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	577	2.47
日 工 株 式 会 社	568	2.43

- (注) 1. 持株数は千株未満の端数を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式(812,309株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
3. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 澤 俊 也	
専 務 取 締 役	佐々木 三七司	技術・NNPS担当
専 務 取 締 役	豊 田 和 沖	販売本部長
常 務 取 締 役	三 原 伸 夫	管理本部長
常 務 取 締 役	山 口 幸 久	技術本部長
常 務 取 締 役	田 淵 義 章	販売本部副本部長兼建設商品部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事長
取 締 役	坂 本 茂 紀	関西支店長
取 締 役	松 永 豊	管理本部副本部長兼総務部長兼購買部長
監査役（常勤）	吉 田 慎 祐	
監 査 役	吉 田 眞 明 ※	税理士
監 査 役	羽 尾 良 三 ※	弁護士 ㈱新井組社外監査役 垂水ゴルフ㈱監査役 明貨トラック㈱監査役 甲南大学法科大学院教授
監 査 役	犬 賀 一 志 ※	京阪神興業㈱代表取締役社長

- (注) 1. 監査役吉田眞明氏、羽尾良三氏、犬賀一志氏は、社外監査役であります。
2. 監査役吉田慎祐氏は、多年にわたり当社の管理本部担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役吉田眞明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社は、同氏を株式会社大阪証券取引所が定める独立役員として届出ております。
監査役羽尾良三氏は、弁護士として、企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役犬賀一志氏は、金融業務への従事及び金融機関の執行役員等の経験を有し、財務、会計、会社経営等に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 上記※の各氏は平成23年6月29日開催の第151回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 当事業年度中に退任した監査役
 監 査 役 浦 正喜 平成23年5月10日逝去により退任
 監 査 役 堀田 昌展 平成23年6月29日任期満了により退任

5. 当事業年度末日後の取締役の地位・担当等の異動

平成24年4月1日付

氏名	変更前	変更後
豊田 和沖	専務取締役 販売本部長 兼株式会社ノザワ商事取締役	専務取締役 販売・工事担当 兼株式会社ノザワ商事代表取締役会長
田淵 義章	常務取締役 販売本部副本部長 兼建設商品部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事長	常務取締役 販売本部長 兼建設商品部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 8名 146,055千円

監査役 6名 18,623千円（うち社外監査役 5名 8,348千円）

(注) ① 取締役の支給額には、使用人兼務取締役（4名）の使用人給与相当額24,960千円は含まれておりません。

② 上記の監査役の支給人員には、平成23年5月10日逝去により退任した監査役1名及び平成23年6月29日に任期満了により退任した監査役1名、計2名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外監査役羽尾 良三氏の兼職先である(株)新井組、垂水ゴルフ(株)、明貨トラック(株)、甲南大学法科大学院とは特別な関係はありません。

社外監査役犬賀 一志氏は、京阪神興業(株)の代表取締役社長であります。京阪神興業(株)との間には、当社子会社の(株)ノザワ商事と十五番館ビルの賃貸借取引があります。

(2) 当事業年度における主な活動の状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	吉田 眞明	監査役就任後に開催された当事業年度の取締役会には、11回中11回、また監査役会には14回中14回出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	羽尾 良三	監査役就任後に開催された当事業年度の取締役会には、11回中11回、また監査役会には13回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	犬賀 一志	監査役就任後に開催された当事業年度の取締役会には、11回中11回、また監査役会には13回中12回出席し、金融機関での長年の経験から幅広い視点での発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬額

25,000千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、法令・定款及び社会規範を遵守した行動規範とする。
- ② コンプライアンス推進委員会を所管するコンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス担当取締役を委員長とする社内倫理委員会において、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会へ報告し是正を図る。
- ③ 取締役及び監査役が当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社内倫理委員会事務局に報告するものとする。使用人がコンプライアンス上問題ある行為等について発見した場合には、コンプライアンス・ホットラインを通じて直接情報提供を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する文書管理規程を定める。
- ② 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、担当取締役は社長に報告し対策本部を設け迅速に対応する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び本部長を委嘱された取締役で構成する本部長会を経て、取締役会で審議・承認を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務運営規則に、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

- (5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する部署を設け、当社及びグループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - ② 当社取締役及びグループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ③ 監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役及び監査役、グループ会社社長に報告する。監査室は必要に応じて、内部統制の改善策を指導、実施の支援・助言を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を報告する。監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、顧問弁護士及び監査契約を締結した監査法人の公認会計士より、監査業務に関する助言を受けることができる。
 - ② 監査役は、社長・取締役と定期的に意見交換を行う。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の中長期的な経営基本戦略等当社の目標としております企業像は下記のとおりです。

1. 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
2. 技術力を背景とした差別化（品質・納期・コストの絶対的優位性）を推進するオンリーワン企業
3. 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、「安全第一、法令遵守、人権尊重、環境保全」の基本原則を大前提に、当社の経営の2本柱である中長期計画、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋がられるものと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、買収防衛策の導入根拠、手続き等を定めた定款変更議案及び変更された定款に基づき当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プランといいます」）の導入について株主の皆様のご承認をいただき、また平成23年6月29日開催の定時株主総会において本プランの継続についてご承認をいただき、現在に至っております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランにおきましては、(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付、または(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付またはこれらに類似する行為（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案等が、経営陣から独立した者より構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨、または株主の意思を確認すべき旨を勧告します。当社取締役会は、この勧告または株主意思確認総会若しくは書面投票の決定に基づき、原則として新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

この新株予約権は、1円以上で当社取締役会が無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、1株を上限として当社取締役会が無償割当ての決議において定める当社普通株式を取得することができるのですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができるものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プランにおいては、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります。（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に資するものであり、また、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記(3)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断または株主意思の確認を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会でいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(7,167,786)	流動負債	(5,179,324)
現金及び預金	2,404,968	支払手形及び買掛金	2,406,647
受取手形及び売掛金	3,347,595	短期借入金	1,602,000
商品及び製品	337,603	1年内償還予定の社債	10,000
原材料及び貯蔵品	104,856	リース債務	27,491
未成工事支出金	231,547	未払法人税等	209,323
繰延税金資産	129,778	賞与引当金	198,600
その他	616,222	その他	725,261
貸倒引当金	△4,785	固定負債	(7,158,847)
固定資産	(14,146,837)	長期借入金	3,189,602
(有形固定資産)	(11,546,390)	リース債務	91,885
建物及び構築物	2,422,707	再評価に係る繰延税金負債	1,995,317
機械装置及び運搬具	715,240	退職給付引当金	1,406,935
土地	7,284,080	資産除去債務	13,169
リース資産	114,080	その他	461,936
建設仮勘定	887,386	負債合計	12,338,171
その他	122,895	(純資産の部)	
(無形固定資産)	(15,884)	株主資本	(5,004,168)
電話加入権	8,359	資本金	2,449,000
ソフトウェア	4,650	資本剰余金	1,470,572
その他	2,875	利益剰余金	1,131,314
(投資その他の資産)	(2,584,562)	自己株式	△46,717
投資有価証券	1,484,198	その他の包括利益累計額	(3,485,068)
繰延税金資産	349,191	その他有価証券評価差額金	70,387
その他	784,415	土地再評価差額金	3,422,930
貸倒引当金	△33,242	為替換算調整勘定	△8,249
繰延資産	(173)	少数株主持分	487,388
社債発行費	173	純資産合計	8,976,625
資産合計	21,314,797	負債純資産合計	21,314,797

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,554,489
売上原価		12,023,122
売上総利益		4,531,367
販売費及び一般管理費		3,936,383
営業利益		594,983
営業外収益		
受取利息	2,974	
受取配当金	28,364	
その他	120,597	151,935
営業外費用		
支払利息	81,661	
その他	118,464	200,126
経常利益		546,792
特別損失		
投資有価証券評価損	54,392	
固定資産除却損	11,024	65,417
税金等調整前当期純利益		481,375
法人税、住民税及び事業税	231,509	
法人税等調整額	35,514	267,024
少数株主損益調整前当期純利益		214,351
少数株主利益		3,900
当期純利益		210,451

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成23年4月1日残高	2,449,000	1,470,572	967,539	△46,626	4,840,486
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△46,676		△46,676
当 期 純 利 益			210,451		210,451
自 己 株 式 の 取 得				△91	△91
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	163,774	△91	163,682
平成24年3月31日残高	2,449,000	1,470,572	1,131,314	△46,717	5,004,168

(単位：千円)

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成23年4月1日残高	22,715	3,140,398	-	3,163,113	-	8,003,600
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△46,676
当 期 純 利 益						210,451
自 己 株 式 の 取 得						△91
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	47,671	282,532	△8,249	321,954	487,388	809,343
連結会計年度中の変動額合計	47,671	282,532	△8,249	321,954	487,388	973,025
平成24年3月31日残高	70,387	3,422,930	△8,249	3,485,068	487,388	8,976,625

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び名称 4社 (株)ノザワ商事、(株)ノザワトレーディング、野澤貿易(上海)有限公司、野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司)

(連結範囲の変更)

野澤貿易(上海)有限公司、野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司は、当連結会計年度において新たに設立し、連結の範囲に含めております。

該当事項はありません。

② 非連結子会社

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社2社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該事業年度に係る財務諸表を基礎として連結財務諸表を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券 … 時価のあるもの

連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

… 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金 … 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

…………… 建物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお、建物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

- 無形固定資産（リース資産を除く）
 …………… 定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引の内、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 長期前払費用 …………… 均等償却を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な繰延資産の処理方法

- 社債発行費 …………… 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

③ 収益及び費用の計上基準 …………… 完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準……………

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) 追加情報

- ① 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用……………

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

- ② 法人税率の変更等による影響……………

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.63%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.96%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.59%にそれぞれ変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が51,673千円、再評価に係る繰延税金負債が282,532千円それぞれ減少し、法人税等調整額が57,028千円、土地再評価差額金が282,532千円それぞれ増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,074,378千円

(2) 担保に供している資産及び対応する債務

① 担保に供している資産

工場財団

建物及び構築物 1,075,248千円

機械装置及び運搬具 678,942千円

土地 6,317,920千円

小計 8,072,111千円

その他

建物及び構築物 1,198,127千円

土地 572,050千円

現金及び預金 50,000千円

投資有価証券 215,336千円

小計 2,035,514千円

合計 10,107,625千円

② 担保に係る債務

長期借入金 2,071,100千円

(1年以内返済予定分を含む)

買掛金 16,978千円

(3) 偶発債務

平成19年10月1日付けで石綿健康障害による労災認定者であり当社の事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 24,150,000株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 812,309株

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	46,676千円	2円	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

付議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	46,675千円	2円	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	2,404,968	2,404,968	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,347,595	3,347,595	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,438,537	1,438,537	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,406,647)	(2,406,647)	—
(5) 短期借入金	(1,602,000)	(1,602,000)	—
(6) 長期借入金	(3,189,602)	(3,189,963)	361

（※） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額45,660千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価を基礎とした金額が、当該時価を基礎とした総資産との比較において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	363円76銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円02銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記事項に関する注記

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,516,066千円

(2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高	2,467,366千円
-------------------	-------------

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(5,800,175)	流動負債	(4,818,873)
現金及び預金	1,744,725	支払手形	1,154,498
受取掛手	986,303	買掛金	1,281,543
売掛金	1,834,801	短期借入金	360,000
商品及び貯蔵品	337,419	1年内返済予定の長期借入金	1,242,000
原材料及び貯蔵品	105,282	関係会社短期借入金	37,250
未成工事	19,810	1年内償還予定の社債	10,000
前払費用	108,559	リース負債	27,491
繰上金	120,767	未払費用	114,802
関係会社短期貸付	77,363	未払法人税等	146,704
未収金の他	447,971	未払法人税等	202,940
倒引当金	18,470	未成工事収入	6,463
固定資産	(13,927,982)	預り金	32,387
(有形固定資産)	(10,683,180)	賞与引当金	185,000
建物	2,337,042	設備関係の支払手形	16,626
構築物	85,626	その他	1,163
機械及び装置	707,727	固定負債	(6,896,428)
車両運搬具	3,703	長期借入金	2,945,000
工具、器具及び備品	122,080	リース負債	91,885
土地	7,284,080	再評価に係る繰延税金負債	1,995,317
建物	114,080	退職給付引当金	1,406,935
建設仮勘定	28,838	受入保証金	343,562
(無形固定資産)	(15,516)	資産除去債務	13,169
電話加入権	7,990	その他	100,557
ソフトウェア	4,650	負債合計	11,715,301
その他の資産	2,875	(純資産の部)	
(投資その他の資産)	(3,229,286)	株主資本	(4,521,658)
投資有価証券	1,441,708	資本金	2,449,000
関係会社株	40,000	資本剰余金	1,190,882
出資	20	資本準備金	612,250
関係会社出資	538,000	その他資本剰余金	578,632
従業員に対する長期貸付	4,128	利益剰余金	1,023,317
関係会社長期貸付	255,000	その他利益剰余金	1,023,317
破産更生債権	14,813	繰越利益剰余金	1,023,317
長期前払費用	12,110	自己株	△141,541
差入保険積立	211,737	評価・換算差額等	(3,491,372)
保証金	381,211	その他有価証券評価差額金	68,441
延滞税	0	土地再評価差額金	3,422,930
繰上金の他	349,325	純資産合計	8,013,030
倒引当金	1,045	負債純資産合計	19,728,331
繰上金の他	△19,813		
繰上金の他	(173)		
繰上金の他	173		
資産合計	19,728,331		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,803,982
売 上 原 価		9,630,131
売 上 総 利 益		4,173,850
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,595,167
営 業 利 益		578,682
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,305	
受 取 配 当 金	27,509	
そ の 他	117,853	149,668
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	85,695	
そ の 他	120,899	206,595
経 常 利 益		521,755
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,024	11,024
税 引 前 当 期 純 利 益		510,731
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	224,502	
法 人 税 等 調 整 額	31,201	255,703
当 期 純 利 益		255,027

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本					株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金		
平成23年4月1日残高	2,449,000	612,250	578,632	814,966	△141,449	4,313,399
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△46,676		△46,676
当期純利益				255,027		255,027
自己株式の取得					△91	△91
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	208,350	△91	208,258
平成24年3月31日残高	2,449,000	612,250	578,632	1,023,317	△141,541	4,521,658

(単位：千円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成23年4月1日残高	44,525	3,140,398	3,184,923	7,498,323
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△46,676
当期純利益				255,027
自己株式の取得				△91
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	23,916	282,532	306,448	306,448
事業年度中の変動額合計	23,916	282,532	306,448	514,707
平成24年3月31日残高	68,441	3,422,930	3,491,372	8,013,030

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券 …… 時価のあるもの

当事業年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時

価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売

却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

…………… 建物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお、建物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引の内、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用 …………… 均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準 …… 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費 …………… 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準…………… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用…………… 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,071,101千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権

受取手形	200,025千円
売掛金	185,566千円

② 短期金銭債務

支払手形	408,642千円
買掛金	108,180千円

(3) 担保に供している資産及び対応する債務

① 担保に供している資産

工場財団

建	物	995,555千円
構	築	79,692千円
機	械	678,942千円
及	び	
装	置	
土	地	6,317,920千円
<hr/>		
小	計	8,072,111千円

その他

建	物	1,198,127千円
土	地	572,050千円
現	金	50,000千円
及	び	
預	金	
投	資	193,580千円
有	価	
証	券	
<hr/>		
小	計	2,013,758千円

合	計	10,085,869千円
---	---	--------------

② 担保に係る債務

長期借入金	2,071,100千円
-------	-------------

(1年以内返済予定分を含む)

(4) 偶発債務

平成19年10月1日付けで石綿健康障害による労災認定者であり当社の事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高	1,186,642千円
仕入高	1,288,640千円

② 営業取引以外の取引高

	42,225千円
--	----------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産・繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	70,226千円
投資有価証券評価損否認	1,608千円
退職給付引当金等	516,524千円
貸倒引当金繰入限度超過額	6,831千円
ゴルフ会員権評価損否認	1,450千円
未払費用等否認	27,915千円
減損損失	31,329千円
役員退職慰労金	28,002千円
未払事業税	17,611千円
その他	16,592千円
繰延税金資産小計	718,091千円
評価性引当額	△208,276千円
繰延税金資産合計	509,815千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	37,817千円
資産除去債務	1,905千円
繰延税金負債合計	39,722千円
繰延税金資産純額	470,093千円

(2) 再評価に係る繰延税金負債の内訳

(繰延税金資産)

土地の再評価に係る繰延税金資産	66,963千円
評価性引当額	△66,963千円
土地の再評価に係る繰延税金資産合計	－千円

(繰延税金負債)

土地の再評価に係る繰延税金負債	1,995,317千円
土地の再評価に係る繰延税金負債純額	1,995,317千円

法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.63%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.96%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.59%にそれぞれ変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が51,258千円、再評価に係る繰延税金負債が282,532千円それぞれ減少し、法人税等調整額が56,614千円、土地再評価差額金が282,532千円それぞれ増加しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

名 称	議決権等の所有割合(%)	議決権等の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	取引条件及び取引条件の決定方針	科 目	期末残高(千円)
株式会社ノザワ商事	100	—	商品及びの売 製販	1,186,642	注1・2・3	受取手形 売掛金	200,025 185,566
			工 事 の 発 注 及 び 原 材 料 の 仕 入	1,288,640	注1・2・3	支払手形 買掛金	408,642 108,180
			事 務 所 の 賃 貸	26,499	注1・2	—	—
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司	51	—	資 金 の 付 貸	255,000	注1	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	255,000

注1. 一般的な取引条件を勘案して合理的に決定しております。

注2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

注3. 期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 343円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円93銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記に関する事項

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,516,066千円

(2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高

2,467,366千円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月18日

株式会社 ノ ザ ワ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 竹 伸 幸 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 川 佳 男 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノザワの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月18日

株式会社 ノ ザ ワ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 竹 伸 幸 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 川 佳 男 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノザワの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 取締役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月22日

株式会社	ノ	ザ	ワ	監査役会
常勤監査役	吉	田	慎 祐	Ⓣ
社外監査役	吉	田	眞 明	Ⓣ
社外監査役	羽	尾	良 三	Ⓣ
社外監査役	犬	賀	一 志	Ⓣ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定的な配当の維持等を勘案し行うこととしております。

当期末配当につきましては、1株につき2円とさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金2円 総額46,675,382円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

第2号議案 取締役2名選任の件

経営陣の強化を図るため、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	みうら りゅう いち 三浦 竜一 (昭和39年9月6日生)	昭和62年4月 当社入社 平成19年4月 当社開発部副部長 平成21年4月 当社開発部長 (現任)	3,000株
2	ひご たつ や 肥後 竜也 (昭和39年8月22日生)	昭和63年4月 当社入社 平成20年9月 当社九州支店長 平成23年3月 当社東京支店長 (現任)	7,000株

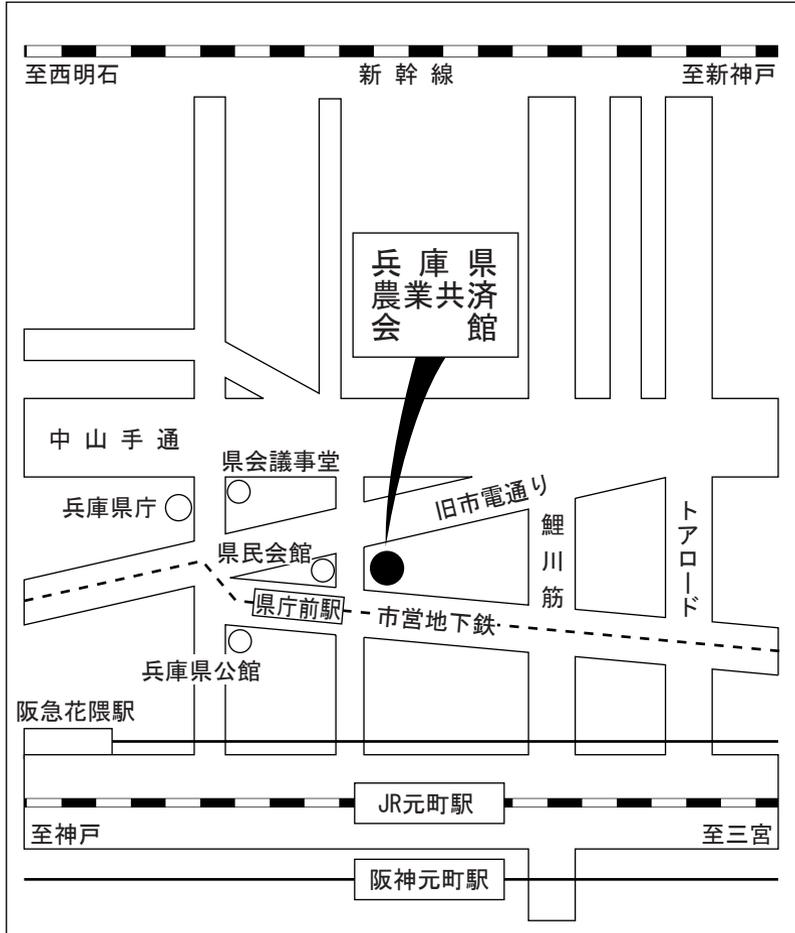
(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者の任期は、当社定款規定により平成25年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
電話(078)332-7165



(市営地下鉄県庁前駅東出口②すぐ)
(JR・阪神元町駅東口より山側徒歩6分)